

答申

## 第1 当審査会の結論

富山県土木部河川課（以下「諮問実施機関」という。）が、処分理由の運用実態がわかる記録等の公文書について部分開示とした決定は、妥当である。

## 第2 事案の概要

### 1 開示請求

審査請求人は、令和2年6月2日付けて、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により諮問実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

〔 富山県指令元富土立第413号の河川法の処分理由5についての運用実態が分かる  
記録や付随する記録の全部 〕

### 2 本件処分及び審査請求

#### （1）本件処分

諮問実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対し、令和2年6月12日付け富土立第98号で対象文書不存在として非開示決定を行った。その後、この非開示決定を変更するものとして、次のとおり、令和2年8月13日付け河第187号で条例第11条第1項の規定により部分開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

#### ア 特定した公文書

- ・河川砂利の採取等に係る許認可要綱の起案文書（H29.8.7）
- ・協議記録簿（R元.7.1）
- ・協議記録簿（R元.8.29）
- ・協議記録簿（R元.9.2）
- ・協議記録簿（R元.9.6）
- ・協議記録簿（R元.9.9）
- ・協議記録簿（R元.9.10）
- ・協議記録簿（R元.9.11）
- ・協議記録簿（R元.9.12）
- ・協議記録簿（R元.9.20）
- ・協議記録簿（R元.12.5）
- ・協議記録簿（R2.1.8）
- ・協議記録簿（R2.2.12）
- ・協議記録簿（R2.3.16）
- ・協議記録簿（R2.3.17）
- ・「河川砂利採取許可申請に係る同意書等不添附について」（R2.3.17）
- ・協議記録簿（R2.5.7）

- ・協議記録簿（R2.5.15）
- ・協議記録簿（R2.5.27）

#### イ 開示をしない理由

諮問実施機関は、開示をしない部分の概要とその理由を、次の①から③とした。

##### 非開示理由①

個人の氏名等は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

##### 非開示理由②

法人の名称は、公にすることにより、当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

##### 非開示理由③

職員のメールアドレス等は、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

#### (2) 本件審査請求

審査請求人は、令和2年11月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により諮問実施機関に対して審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

#### (3) 当審査会への諮問

諮問実施機関は、条例第19条の規定により、令和2年12月11日付け河第293号-1で本件審査請求について当審査会に諮問を行った。

### 第3 審査請求の内容

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び当審査会での意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

#### 1 趣旨

県の意思決定に関する内容など、本来、公文書として作成すべき文書が作成されなかったことにより、公文書開示請求を行っても開示対象公文書に特定されなかったことに不服がある。

#### 2 理由

河川法の不許可については、5つの理由とされているが、①県が顧問弁護士に相談した際には、理由はそのうちの1つのみであり、他の4つの理由が存在しないこと、②令和2年5月19日の立山土木事務所所長代理との電話では、1つのみと説明していたこと、以上のことから、河川課と立山土木事務所との協議において、他の4つの理由が加わったものであり、その記録は残されるべきである。県の文書管理規程を守らずにどんな理由で残さなかつたのか、記録があつても県の情報公開条例も守らずに開示しなかつたのか、について、厳正な調査をしたうえでの審査を求める。どこの都道府県や自治体でも、公文書の管理に関する法律の努力義務により、ほとんどのことの記録を残してもらっている。富山県のような県は見た

ことがない、経験したことがない。

また、6月2日の開示請求で開示されるところを60日以上もかけて開示を続けており、終わりを見ない始末。条例に従えば、6月17日までに公文書が入手できたはず。

#### 第4 諒問実施機関の説明

諒問実施機関は弁明書及び当審査会の意見聴取で、本件処分について次のとおり説明した。

##### (1) 河川課と立山土木事務所の協議記録の不存在について

河川課は立山土木事務所から相談を受け、審査請求人から申請された河川砂利の砂利採取計画の審査について協議したが、その内容を記録した文書は作成していないため保有していない。

文書管理規程の規定では、当該協議記録を作成する義務はなく、県の意思決定は不許可書によって示している。

##### (2) 本件開示請求で本件処分が行われなかつたことについて

本件開示請求について、審査請求人に対する不許可書と同様の理由により不許可とした事例など過去の運用に関する文書と解したが、そのような文書は保有しておらず、不存在として非開示決定を行った。その後、審査請求人から不許可書に付随する記録としての文書が該当するとして非開示決定を変更し、本件処分を行った。

#### 第5 本件処分に対する当審査会の判断

##### 1 本件処分の妥当性

諒問実施機関の弁明書及び意見聴取において、当該文書は作成されておらず存在のため非開示したことについて不合理な点はない。

##### 2 審査請求人が主張するように当該公文書は作成されるべきであったか否か

富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号）第3条では、文書処理の原則として、次のように定めている。

（文書処理の原則）

第3条 事務及び事業に係る意思決定、実績の確認その他の事務処理については、文書を作成し、又は取得して処理することを原則とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意思決定の際文書の作成又は取得が困難である場合 事後に文書を作成し、又は取得するものとする。
- (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合 文書の作成又は取得を省略することができるものとする。

また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）では、次のように定められている。

（目的）

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の

管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第4条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯
- 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 五 職員の人事に関する事項

#### （地方公共団体の文書管理）

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

諮問実施機関からの意見聴取並びに審査請求人からの意見書の提出を踏まえた関係機関である文書総務課からの意見書及び意見聴取によれば、審査請求人の求める河川課と立山土木事務所間の協議の内容は、今後の事務手続や法令などの確認であり、県の意思の決定又は変更するものではなかったとのことであった。

審査請求人が申請した河川砂利の砂利採取計画の審査に際しては、これまで事例がない案件であることから、その決裁権限をもつ立山土木事務所が不許可処分を行う際に、河川課と事務手続の進め方や法令等の整理などについて相談することはあると考えるが、その際に県の意思決定がなされ、あるいは変更されたとは認められない。

従って、富山県文書管理規程や公文書等の管理に関する法律、同法に関するガイドライン等に照らし、作成されるべき文書であるとは認められないと判断する。

### 3 開示決定等の遅延

条例では、開示決定等は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならないと定められているところ、審査請求人が主張するように、令和2年6月2日になされた本件開示請求について令和2年8月13日に本件処分がされ、開示決定等が遅延している。

これは、諮問実施機関は審査請求人と文書特定のための面談を行うなど、本件処分に当たり、必要な手続に時間を要したものであり、著しく不適切とまでは言えない。

### 4 結論

以上のとおり当審査会は、処分理由の運用実態がわかる記録等の公文書を部分開示とした諮問実施機関の部分開示決定については、妥当であると判断する。

## 第6 当審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

**別記 当審査会の開催経過の概要**

年 月 日	内 容
令和2年12月11日	諮問実施機関から諮問書を受理
令和3年1月22日 (第170回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審議
令和3年2月16日 (第171回審査会)	・審査請求人からの意見陳述 ・関係機関からの意見聴取 ・審議
令和3年3月15日 (第172回審査会)	・諮問実施機関から非開示理由等を意見聴取 ・審議
令和3年4月20日 (第173回審査会)	審議
令和3年5月18日 (第174回審査会)	審議及び答申

**富山県情報公開審査会委員名簿**

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説委員長	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	